

令和7年第6回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和7年6月16日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 福田 晴一 委員 本間 正江 委員 宮川 淳子 委員 川 染 誉 委員 長谷川 勝久 委員 名 島 啓 太
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 学校支援課長 教育指導課長 生涯学習・学校地域連携課長 学校改築施設管理課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	36号	東京都北区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	37号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部を改正する訓令	承認
3	38号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の一部委任についての一部を改正する訓令	承認
4	39号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和七年第二回東京都北区議会定例会）（条例関係）	承認

令和7年第6回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和7年6月16日(月) 13:30

福田教育長	<p>それでは、令和7年第6回北区教育委員会定例会を開会いたします。出席委員全員でするので、定足数に達しております。会議が成立しております。</p> <p>初めに、日程第1から第3については関連する内容ですので、一括して議題に供したいと思います。</p> <p>それでは教育指導課長から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	はい、教育長。教育指導課長です。
福田教育長	お願いします。
教育指導課長	<p>日程第1から第3まで一括して御説明申し上げます。</p> <p>この度の改正でございますが、いずれも子育て部分休暇制度の新設に伴って、委任事項の整備を行うものでございます。</p> <p>各改正について御説明申し上げます。</p> <p>第36号議案、東京都北区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の改正について御説明いたします。</p> <p>子育て部分休暇の新設に伴いまして、北区長が任命する区立学校区費職員、つまりは区費事務職員や用務職員の子育て部分休暇の承認権限を教育委員会から教育長に委任するために改正するものでございます。</p> <p>続きまして、第37号議案、東京都北区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての改正について御説明いたします。</p> <p>副校園長の子育て部分休暇の承認権限を教育長から校園長へ委任すること、及び区立学校職員の子育て部分休暇の承認権限を教育長から副校園長へ委任するために改正を行うものです。</p> <p>最後でございます。第38号議案、東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の一部委任の改正について御説明します。</p> <p>北区長が任命する区立学校区費職員の子育て部分休暇の承認権限を、教育長から副校園長へ委任するために改正を行うものです。これらの改正でございますが、公布の日から施行しまして、令和7年4月1日に遡及して適用することとします。</p> <p>以上、第36号から第38号議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
福田教育長	<p>はい、ありがとうございます。では、日程第1、第2、第3、本件について御質疑または御意見ございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>よろしいですか。特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>はい、ありがとうございます。御異議ないと認め、第36号議案から第38号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第4、第39号議案、「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和七年第二回東京都北区議会定例会)(条例関係)」で</p>

	<p>す。 同じく教育指導課長から御説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>はい、お願いします。</p>
教育指導課長	<p>第39号議案1ページ、データでいきますと3ページになりますが、説明欄を御覧いただきたいと思います。</p> <p>令和7年第2回北区議会定例会議に提出される条例改正案につきまして、区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取がありましたので、これに教育委員会として異議がない旨を回答するため、本案を提出するものです。</p> <p>今回改正が予定されている条例は、1ページ目、記書きにあります幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。</p> <p>条例改正案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>今回の条例改正のポイントは2つ、制度拡充でございます。</p> <p>1つ目は、本年4月から部分休業の補完を目的として、新たに創設された23区独自の子育て部分休暇制度ですが、今般、育休法が改正され、これまで職員は1日に2時間を超えない範囲で部分休暇が取得できるところ、選択的に1日単位での取得も可能となったので、子育て部分休暇制度もこれに伴い改正するものでございます。</p> <p>2つ目は、育児休業・介護休業等育児または家族介護に伴う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、本人または配分者等の妊娠・出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事及び育児の両立に係る措置等を規定するものです。</p> <p>それでは具体的に御説明します。7ページ、データは9ページになります。新旧対照表に照らして御説明申し上げます。</p> <p>第18条の3、第1項です。先ほど申し上げた改正のポイント、1つ目の点の改正で、子育て部分休暇を1日単位でも取得できるよう改めるものでございます。</p> <p>続きまして第18条の3、第2項でございます。第18条の6を新設することに伴う規定整備でございます。</p> <p>最後に第18条の6です。先ほど申し上げました改正のポイント2つ目の点のこれは改正です。</p> <p>第1項は妊娠・出産等の申出をした職員に対して、第2項は3歳に満たない子を養育する職員に対して、それぞれ教育委員会が仕事及び育児の両立に係る措置等の義務を負うものです。</p> <p>具体的な措置の内容は3点です。</p> <p>1つ目が制度や措置の周知です。これは第1号。</p> <p>2つ目が職員に対してこれらの制度の請求等の意向確認をすることです。これは第2号。</p> <p>3つ目が、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項についての意向確認をすることです。これが第3号となります。</p> <p>細かな意向確認をする事項については教育委員会規則に委ねられておりますので、規則案については別途お諮りしたいと存じます。</p> <p>そして第18条の6、第3項において、職員の意向確認をしたことについて、教育委員会が配慮すべきことを義務づける内容が盛り込まれております。</p> <p>以上、長くなりましたが、条例改正の趣旨でございました。本条例改正につきまして、区長長からの意見聴取がございましたので、よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

福田教育長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して御質疑または御意見ございますか。はい、本間委員お願いします。
本間委員	御説明ありがとうございました。何ら異議はないのですが、今別途説明ということがございましたが、これはこの後すぐにあるということでしょうか。
教育指導課長	この後すぐということではなくて、少し後日の会の中でということにさせていただきたいと思います。
福田教育長	はい、他に御質疑、御意見はございますか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	では、特に反対意見はないようですが、本件については原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。 (異議なし)
福田教育長	ありがとうございます。御異議ないと認め、第39号議案については原案どおり承認することに決定いたします。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 これをもちまして、令和7年第6回教育委員会定例会を閉会といたします。